

全国一斉

労働相談

ホットライン

36(さぶろく)きょうていをまもるろうどう

0570-036-610

※上記は特設番号です。6/10以外は御利用いただけませんので御注意ください。  
※通話料がかかります。PHSや050IP電話からはご利用いただけません。

弁護士が  
無料で  
対応します

6月10日(月)

10:00~18:00

大学の試験を  
受けられない程  
バイトのシフトが入る...

バイトを辞めたいのに  
辞めさせてくれない...

次の更新がない...

残業代が  
出ない...

パワハラ  
セクハラ  
がひどい...



こんなことはありませんか…？

- ・実際は求人広告よりも賃金が低かった
- ・会社でけがをしたのに「労災手続」を取ってもらえない
- ・残業代が支払われない
- ・しつこく退職を迫られている
- ・残業が多すぎて疲れてしまった…
- ・明日から来なくてもいいと言われた
- ・次は更新しないという契約書にサインをすれば今回だけ更新すると言われた

主催：日本弁護士連合会・函館弁護士会

※ 実施案内は日弁連ホームページで御確認いただけます。また、当日は回線状況等によりつながりにくい場合もありますので予め御了承ください。

※ 函館弁護士会では、平成27年4月1日から、労働者側からの労働問題の面談相談の相談料を無料にしました。  
毎週月・木の午後1時から午後4時まで、函館弁護士会館(函館市上新川町1-3)で行っておりますので(要予約)、ご希望の方は、函館弁護士会(0138-41-0232)までお問い合わせ下さい。